平成２５年（フ）第１３号
山梨県甲府市古上条町826番地　若林住宅８
債務者　若林　利行
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１７号
山梨県山梨市小原西926番地２　ルネスアレイゼ201号
債務者　星　　直樹
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２号
長野県松本市大字笹賀5893番地６、前住所長野県松本市大字松原50番地12
債務者　梶　　政男
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第３号
長野県松本市大字笹賀5893番地６、前住所長野県松本市大字松原50番地12
債務者　梶　千恵子
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第７号
長野県松本市波田6092番地３
債務者　大月　秀俊
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第３号
長野県茅野市玉川9794番地４
債務者　原　　ゆか
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第５号
長野県諏訪市沖田町２丁目65番地１　山五コーポ101号
債務者　ロヘリオ　ジョセリン　アバルカこと　ＲＯＧＥＬＩＯ　ＪＯＳＩＥＬＹＮ　ＡＢＡＲＣＡ
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第４９１号
岐阜県各務原市各務おがせ町５丁目298番地トーシンハイツＡ
債務者　大友　雅喜
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１４号
岐阜県下呂市萩原町羽根2677番地７
債務者　小林　弘幸
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第２５０５号
愛知県海部郡蟹江町本町１丁目40番地　メイドーケミカル３Ｆ、従前の住所名古屋市中川区戸田１丁目2406番地の１
債務者　安藤トシミこと　ＡＮＤＯ　ＬＵＩＳ　ＣＡＲＬＯＳ　ＴＯＳＨＩＭＩ
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５４６号
名古屋市熱田区旗屋２丁目８番13号　フォンティーヌ神宮308号
債務者　山田　正美
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２９号
愛知県名古屋市中川区尾頭橋４丁目15番５号レインボー山王203号
債務者　酒井　文子
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２７８号
三重県津市藤方872番地１　コーポシーサイドＢ201
債務者　西田　　綾
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２８３号
三重県津市一身田平野392番地１　南建コーポ203
債務者　楠　　理
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１号
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島194番地１
債務者　永田　博文
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２４年（フ）第４５９号
大津市本丸町６番７―501号
債務者　新堂　照正
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６号
滋賀県湖南市下田2707―３　ビアンテタカマツ２―211、住民票上の住所滋賀県近江八幡市堀上町228番地３　101号
債務者　吉田　　幸
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
大津地方裁判所民事部